

アジア諸国との著作権に関する連携の在り方

EPA、FTAの締結

- * シンガポールとEPAを締結(2002年1月)。タイ、マレーシア、フィリピン(以上2004年12月予定)、韓国(2005年12月予定)とのEPA、FTA締結を目指して協議中。
- * 著作権関連条約の批准等を要求。

政府間協議の開催

- * 日韓、日中、日台政府間協議を定期的に開催。

APACEプログラムの活用

- * アジア地域著作権制度普及促進事業(2004年度 4862万円)
著作権関係者を対象とした研修プログラム
アジア諸国への専門家派遣プログラム
アジア諸国を対象とした国際シンポジウム、等

日米、日EU間の連携

- * 日米イニシアティブ、日EU共同イニシアティブを通じて、アジア諸国における著作権制度整備、エンフォースメント強化について協議。

TRIPS法令レビューの活用

- * TRIPS協定第63条第2項に基づき、WTO新規加盟国の法令がTRIPS協定上の義務を履行しているか、各国が精査するもの。
- * これまでに中国、韓国、台湾等が終了。今後、後発開発途上国のレビューが見込まれる。
- * なお、中国については、TRIPS法令レビューとは別に、経過的レビューが2010年まで毎年実施される予定。

WIPOエンフォースメント会 合における検討

- * 2002年の一般総会にて設置を決定。各国の法執行に関する課題を議論する。
- * 2003年は法制度、2004年は司法制度、2005年は啓蒙普及制度について議論する予定。

APACEプログラムについて

【概要】

- ・アジア諸国の著作権制度の整備・執行を促進するプログラム
 - ・1993年度よりWIPOに信託基金を拠出することにより実施(2004年度4862万円)
 - ・これまでの対象国はモンゴル、中国、フィリピン、ベトナム、フィジー、インドネシア等を中心としたアジア・太平洋諸国34カ国
 - ・主なプログラム
 - 著作権関係者を対象とした研修プログラム
 - アジア諸国への専門家派遣プログラム
 - アジア諸国を対象とした国際シンポジウム
- 法整備の推進、取締の強化、集中管理団体の育成等

【過去の実施の評価】

- ・アジア太平洋の多くの国を対象に、同一のプログラムを実施
- ・広く著作権関係者を対象に研修等を実施
- ・著作権制度の確立には一定の貢献があったものの、著作権関連産業の育成に欠けていた

【見直しの視点】

各国の著作権発展レベルに応じた実効性のあるプログラムの実施

我が国と文化面・産業面で関係の深い国を対象として重点的に実施

著作権の文化面のみならず、産業面にも焦点をあてたプログラムの実施

【今後のプログラムの在り方】

参加対象国を選別し、各国の状況に応じた著作権に関する法整備、取締り、集中管理等を促進

我が国著作物が多く流通している国を重視(当該国における海賊版対策に資することを視野に入れる)

映画・音楽・出版など著作権関連産業の各国経済への貢献度の把握及び関連産業の育成を目的とした事業を実施